

岐阜県国民健康保険運営協議会設置に係る法体系

○国民健康保険法〔昭和 33 年 12 月 27 日号外法律第 192 号〕

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令〔昭和 33 年 12 月 27 日号外政令第 362 号〕

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第二条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○岐阜県国民健康保険法施行条例〔平成 29 年 12 月 19 日条例第 45 号〕

(岐阜県国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第三条 法第十一条第一項の規定により設置する岐阜県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

○岐阜県国民健康保険法施行細則〔平成 30 年 1 月 30 日規則第 2 号〕

(協議会)

第三条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の庶務は、健康福祉部国民健康保険課において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

岐阜県国民健康保険運営協議会運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、岐阜県国民健康保険法施行細則（平成33年規則第2号。以下「施行細則」という。）第3条第5項の規定に基づき、岐阜県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第2条 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

(会議)

第3条 施行細則第3条第2項で定める事項、かつ、岐阜県国民健康保険法施行条例（平成29年条例第45号）第3条各号に掲げる委員のうち各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員欠席の取扱い)

第4条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

- (1) 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議等を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

岐阜県国民健康保険運営協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県国民健康保険運営協議会運営要綱第5条第2項の規定のに基づき、岐阜県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(協議会の傍聴)

第2条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という）及び報道関係者（県政記者クラブ及び警察記者クラブに所属する者等をいう。）は、協議会の会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 会長は、必要があると認めるときは、前項の定員を変更することができる。

(傍聴券の交付)

第4条 傍聴券の交付を希望する者は、協議会開催予定時刻の30分前から10分前までに、受付にて住所・氏名を受付簿に記入する。

2 傍聴券の交付を希望する者が、傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入り口で係員に傍聴券を提示するものとする。

2 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示するものとする。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還するものとする。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号に掲げる者は、協議会を傍聴することができない。

一 銃器、棒、つえその他の物で人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

二 はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類する物を携帯している者

三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類する物を着用し、又は携帯している者

四 ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物（写真撮影、録音機能等を有する携帯電話の持ち込みは認めることとするが、これらの機能を使用することは禁止する。）を携帯している者。ただし、会長の許可を受けた者及び報道関係者は除く。

五 酒気を帯びている者

六 その他議事を妨害するおそれが明らかにあると会長が認める者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員に、前項第一号から第四号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、傍聴人が第1項第一号から第四号までに規定する物品を携帯しているとき又は前項の質問に応じないときは、その者を退場させることができる。ただし、会長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- 二 会話し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てるなど他人の迷惑となる行為をしないこと
- 三 持ち物を掲げる等による示威的行為をしないこと
- 四 飲食をしないこと
- 五 みだりに席を離れないこと
- 六 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、いかなる場合にも係員の指示に従うものとする。

(違反に対する処置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長は、当該行為を制止し、これに従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(適用除外)

第11条 この要領は、県が協議会を進行するために行う事業に従事する者に対しては、適用しない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年10月15日から施行する。